

## セーフティネット融資（小規模企業おうえん資金）制度要綱

### 1 目的

小規模企業者等への円滑な資金供給を図るため、無担保無保証人で事業資金を融通し、経営の継続・再生・発展を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

原則として、京都市内で継続して1年以上同一事業を営む小規模企業者（常時使用する従業員の数が20人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）の場合は、5人以下））及び事業協同小組合、その事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合（以下「小規模組合」という。）等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となるもの

### 4 融資条件

#### (1) ベース枠

ア 融資限度額 2,000万円以内（事業実績が6箇月以上1年未満の場合は、(2)のステップアップ枠との合計で500万円以内）

ただし、保証協会のすべての保証付融資残高（別枠を含む。）を含み、2,000万円とする。

イ 融資利率 年1.2%（固定金利）

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

ウ 融資期間 10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により6箇月以内の据置期間を認める。

オ 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては無担保無保証人扱いとし、法人の代表者も連帯保証人として求めないこととする。

カ その他 国の「小口零細企業保証制度」の対象制度とする。

#### (2) ステップアップ枠

ア 融資限度額 2,000万円以内（事業実績が6箇月以上1年未満の場合

は、(1)のベース枠との合計で500万円以内)

ただし、保証協会の無担保保証8,000万円(普通保証)の範囲内とする。

イ 融資利率 年1.7%(固定金利)

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

ウ 融資期間 10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

エ 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により6箇月以内の据置期間を認める。

オ 保証人・担保 保証協会の保証付。

なお、保証協会に対しては無担保扱いとし、原則として法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要とする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫

近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書(取扱金融機関所定)に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書(保証協会所定)

イ 試算表

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、定款の写し

カ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、提出書類の内容を審査し、融

資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

(1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

(2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の小規模企業おうえん融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## セーフティネット融資（あんしん借換資金（緊急枠））制度要綱

### 1 目的

不況の長期化等により、売上げ等が減少している中小企業者等への円滑な資金供給を図るため、必要な事業資金を融通し、経営の継続・再生・安定を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のいずれかの要件を満たすもの

- (1) 最近3箇月の売上高等が前年同期の売上高等と比べて5%以上減少しているもの
- (2) 原油価格の上昇により、製品の製造等に係る売上原価のうち、20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格等の引上げが著しく困難であるため、最近3箇月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っているもの
- (3) 最近3箇月間の原材料費等が前年同期の原材料費等に比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化しているもの
- (4) セーフティネット融資（小規模企業おうえん資金又はあんしん借換資金）を受けており、借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれるもの
- (5) 京都市長又は京都府知事が別に指定する突発的事象の影響を受けて経営の安定に著しい支障を来しているもの（以下「緊急指定制度」という。）

### 4 融資条件

#### (1) 融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

#### (2) 融資利率 年1.8%（固定金利）

また、緊急指定制度については、必要に応じて別に定めることとする。なお、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(3) 融資期間 10年以内

ただし、緊急指定制度については、必要に応じて別に定めることとする。また、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては、保証協会の定めるところによる。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫

近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ 必要に応じあんしん借換資金緊急枠に係る申告書又は緊急指定制度申立書

キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

- (1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前の経営支援緊急融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# セーフティネット融資（あんしん借換資金（緊急枠））制度要綱 「経営力強化保証制度」取扱要領

## 1 目的

中小企業者等の資金調達にあたって、経営力強化保証を活用し、取扱金融機関が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携して中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、もって中小企業者等の経営力の強化を図ることを目的とする。

## 2 融資対象資金

事業計画の実施に必要な運転資金及び設備資金

## 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

## 4 融資条件

### （1）融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（経営力強化保証）の範囲内とする。

### （2）融資利率 年1.8%（固定金利）

なお、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

### （3）融資期間 運転資金 5年以内

設備資金 7年以内

ただし、既往借入金の返済資金を含む場合は10年以内とする。

なお、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

### （4）返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により1年以内の据置期間を認める。

### （5）保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては、保証協会の定めるところによる。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行  
京都信用金庫 京都中央信用金庫  
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- イ 試算表
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- カ 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- キ 事業計画書（申込人が策定したもの）
- ク 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されていない場合に限る。）
- ケ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 事業計画書

6（2）キの事業計画書の対象期間は、計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とするもので、次に掲げる内容を含むものとする。

- (1) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
- (2) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画

## 8 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

(4) 中小企業者等から取扱金融機関への報告

取扱金融機関は、融資の実行を受けた中小企業者等から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受ける。

(5) 取扱金融機関による中小企業者等に対する支援

取扱金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、事業計画書の策定支援や経営支援を行う。

(6) 取扱金融機関による保証協会への報告

取扱金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、中小企業者等の計画の実行状況とともに、取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援状況を保証協会へ報告する。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を保証協会へ提出する。

(7) 取扱金融機関による中小企業者等に対する指導・助言及び追加的支援

取扱金融機関は中小企業者等の計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

## 9 その他

(1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

(2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) この要領の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前の経営支援緊急融資制度要綱「中小企業緊急経営あんてい融資」取扱要領に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# セーフティネット融資（あんしん借換資金（セーフティネット枠））制度要綱

## 1 目的

不況の長期化等により，中小企業者等の経営環境が更に悪化することが懸念されるため，中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に基づく経営安定関連特別保証制度を活用し，中小企業者等が安心して経営を継続できるよう，資金繰りの改善を図ることを目的とする。

## 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

## 3 融資対象

京都市内で継続して 6 箇月以上（小規模企業者（常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）の場合は，5 人以下））及び事業協同小組合，その事業に従事する組合員数が 20 人以下の企業組合又は常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合（以下「小規模組合」という。）が無担保無保証人を利用する場合は，1 年以上）同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合，協業組合，商工組合及び同連合会，商店街振興組合及び同連合会，生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり，次のすべての要件を満たすもの

- (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項（以下「法第 2 条第 5 項」という。）の特定中小企業者として認定を受けたもの
- (2) この制度の活用により，安定的経営が見込まれ，かつ，返済の見込みが十分あるもの

## 4 融資条件

### (1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2 億円以内
- イ 無担保の場合 8,000 万円以内
- ウ 無担保無保証人の場合 2,000 万円以内

ただし，保証協会の経営安定関連特別保証の保証利用可能額（別枠）の範囲内とし，ウについては，保証協会すべての経営安定関連特別保証付融資残高を含み 2,000 万円の範囲内とする。

- エ 融資期間が 1 年以内の場合 無担保で 8,000 万円以内

### (2) 融資利率 年 1.2%（固定金利）とする。

なお，借換の場合は，年 1.8%（固定金利）とする。

ただし，京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの

限りでない。

(3) 融資期間 10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

(4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要により2年以内の据置期間を認める。

なお、融資期間が1年以内の場合は、一括返済を認める。

(5) 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては、保証協会の定めるところによる。

ただし、無担保無保証人については、原則として法人代表者（小規模組合の場合は代表理事）の連帯保証人も不要とする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫

近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

(1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

(2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付機関に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

カ 法第2条第5項の規定による特定中小企業者であることの認定書

キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

(1) 取扱金融機関及び保証協会の相談受付及び事前照会等

取扱金融機関は、具体的な融資相談があつた場合は、新規資金や既往借入金の内容等について申込人から聴取するとともに、事前に保証協会に既往借入金の保証の内容等について、確認を行う。

(2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、提出書類の内容を審査し、必要により保証協会と協議し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

(3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

(1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

(2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) この融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前のあんしん借換融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## セーフティネット融資（あんしん借換資金（危機関連枠））制度要綱

### 1 目的

突発的に生じた大規模な経済危機又は災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた際に発動される中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）に基づく危機関連保証を活用し、中小企業者の安定的な資金調達を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して 6 箇月以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のすべての要件を満たすもの

- (1) 中小企業信用保険法第 2 条第 6 項（以下「法第 2 条第 6 項」という。）に規定する特例中小企業者として認定を受けたもの
- (2) この制度の活用により、安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分あるもの

### 4 融資条件

- (1) 融資限度額 2 億 8, 0 0 0 万円以内  
ただし、保証協会の危機関連保証の保証利用可能額の範囲内とする。
- (2) 融資利率 年 1. 1 %（固定金利）とする。  
なお、借換の場合は、年 1. 7 %（固定金利）とする。  
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。
- (3) 融資期間 1 0 年以内  
ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合にはこの限りでない。
- (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済  
ただし、必要により 2 年以内の据置期間を認める。
- (5) 保証人・担保 保証協会の保証付  
なお、保証協会に対しては、保証協会の定めるところによる。

### 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行

京都信用金庫 京都中央信用金庫  
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

- ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）
- イ 試算表
- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- カ 法第2条第6項の規定による特例中小企業者であることの認定書
- キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関及び保証協会の相談受付及び事前照会等

取扱金融機関は、具体的な融資相談があつた場合は、新規資金や既往借入金の内容等について申込人から聴取するとともに、事前に保証協会に既往借入金の保証の内容等について、確認を行う。

### (2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、提出書類の内容を審査し、必要により保証協会と協議し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、必要により取扱金融機関と協議し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

### (5) 取扱金融機関は、法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間

（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限度に延長したときは、当該延長期間を含む。以下「危機指定期間」という。）内に貸付実行するものとする。

## 8 報告

取扱金融機関は、本制度に係る貸付が完済となるまでの間モニタリングを行い、半年ごとに、保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、危機指定期間中であるとき又は保証期間が1年以内であるときはこの限りではない。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会をすることができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) この融資制度の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## セーフティネット融資（中小企業下支え資金）制度要綱

### 1 目的

融資条件の変更を行っている等、厳しい経営環境にある中小企業者の経営改善、企業経営の下支えを図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

経営改善に必要な運転資金及び設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者及び中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、次のすべての要件を満たすもの

- (1) 資金繰りの安定に支障をきたしているが、経営改善の可能性が高く、経営者が自社の経営改善に強い意志を持ったもの
- (2) 5の取扱金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）の支援を得て、6（2）の企業サポート委員会における協議の結果に基づき経営改善計画を作成又は決定したもの

### 4 融資条件

#### (1) 融資限度額

ア 有担保の場合 2億円以内

イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証又は事業再生計画実施関連保証により別枠を利用する場合の融資限度額及びその取扱いについても同様とし、本融資の現残を含み各保証の利用可能額の範囲内とする。

ウ 融資利率 金融機関の所定金利

エ 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められた場合は、15年以内とすることができるものとする。

オ 返済方法 3（2）の経営改善計画に基づくものとする。

なお、必要により2年以内の据置期間を認める。ただし、事業再生計画実施関連保証を利用する場合の据置期間は1年以内とする。

カ 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人を不要とし、必要に応じて担保を求める。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫  
商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 協議

別に定める企業サポート委員会（以下「委員会」という。）において、経営改善計画の作成・決定及び融資の推薦の可否などに係る協議を行うものとする。

### (3) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

エ 市民税の納税証明書

オ 必要に応じ中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項の規定による特定中小企業者であることの認定書（経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。）

カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の委員会への協議依頼

取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関は、具体的な相談があり、経営改善にこの融資が必要と判断される場合は、委員会に協議依頼を行う。

### (2) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、委員会の協議を経て受け付けた提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (3) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

(4) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 報告及び経営支援

(1) 中小企業者は、取扱金融機関に対し、四半期に1回、経営改善計画の実行状況を報告する。

(2) 取扱金融機関は、委員会の構成委員と連携して、中小企業者に対して、経営改善計画のフォローアップを通じ、経営支援を行う。

(3) 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対し、中小企業者の経営改善計画の実行状況と経営支援の状況を報告しなければならない。

(4) 取扱金融機関は、中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、中小企業者に対して、経営改善計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う。

## 9 その他

(1) 原則として、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

(2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

(3) この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

(4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の中小企業下支え融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

# セーフティネット融資（中小企業再生支援資金）制度要綱

## 1 目的

決算が赤字又は債務超過となっている等、厳しい経営環境にある中小企業者の経営の再生、従業員の雇用の維持・確保を図ることを目的とする。

## 2 融資対象資金

### (1) 長期資金

経営の再生に必要な運転資金及び設備資金

### (2) 短期フォローアップ資金

経営の再生に必要な運転資金

## 3 融資対象

### (1) 長期資金

京都市内に所在する中小企業者及び事業協同組合等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、継続して1年以上同一事業を営んでおり、次のすべての要件を満たすもの

ア 経営の安定に支障をきたしているが、再生の可能性が高く、経営者が自社の再生に強い意志を持ったもの

イ 5の取扱金融機関又は京都府中小企業再生支援協議会の支援を得て再生計画を作成したもの

### (2) 短期フォローアップ資金

京都市内で継続して1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合で、3（1）の長期資金に係る5の金融機関の経営モニタリングを受けているもの

## 4 融資条件

### (1) 長期資金

ア 融資限度額 2億円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み経営安定関連保証の利用可能額の範囲内とする。

イ 融資利率 金融機関の所定金利

ウ 融資期間 10年以内

ただし、特に必要と認められた場合は、20年以内とすることができるものとする。

エ 返済方法 3（1）イの再生計画に基づくものとする。

なお、必要により1年以内の据置期間を認める。

オ 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、連帯保証人及び担保については、保証協会の定めるところによる。

## (2) 短期フォローアップ資金

ア 融資限度額 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（無担保保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み経営安定関連保証の利用可能額の範囲内とする。

イ 融資利率 金融機関の所定金利

ウ 融資期間 1年以内

エ 返済方法 元金一括返済又は元金均等月賦返済

ただし、元金均等月賦返済の場合、必要により6箇月以内の据置期間を認める。

オ 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては無担保扱いとし、原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要とする。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫  
商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 協議

京都府中小企業再生支援協議会に、別に定める企業再生委員会（以下「委員会」という。）を設置し、融資の協議を行うものとする。

### (3) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

- ウ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し
- エ 市民税の納税証明書
- オ 必要に応じ中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項に係る認定書類（経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。）
- カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し
- キ その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### （1）長期資金

#### ア 取扱金融機関の委員会への協議依頼

取扱金融機関は、具体的な相談があり、経営の再生にこの融資が必要と判断される場合は、委員会に協議依頼を行う。

#### イ 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、委員会の協議を経て受け付けた提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### （2）短期フォローアップ資金

#### ア 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、受け付けた融資申込書及び提出書類の内容を調査・審査し、融資ができるものについては、保証協会へ信用保証依頼を行うものとする。

### （3）共通

#### ア 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

#### イ 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

## 8 その他

（1）原則として、市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。

（2）京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等についての調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。

（3）この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

（4）この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の中小企業再生支援融資制度要綱に基づき受け付けた融資については、なお従前の例による。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## セーフティネット融資（災害対策緊急資金）制度要綱

### 1 目的

この融資は、自然災害等により被害を受けた中小企業者等の災害復旧に必要な資金を融資し、その経営の継続・再建を図ることを目的とする。

### 2 融資対象資金

- (1) 運転資金（普通保証及び経営安定関連特別保証を利用する場合に限る）
- (2) 設備資金

### 3 融資対象

京都市内で継続して6箇月以上同一事業を営む中小企業者並びに中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等で、京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象となり、自然災害等の被害を受けた事業所等の所在する市町村長の発行するり災（被災）証明等を受けたもの

### 4 融資条件

#### (1) 融資限度額

- ア 有担保の場合 2億円以内
- イ 無担保の場合 8,000万円以内

ただし、保証協会の保証利用可能額（普通保証）の範囲内とする。

また、経営安定関連特別保証又は激甚災害特別保証により別枠を利用する場合の融資限度額についても同様とし、本融資の現残を含み各保証の利用可能額の範囲内とする。

なお、融資額は、ア及びイに定める額の2倍を限度額とする。

#### (2) 融資利率 年0.9%（固定金利）

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

#### (3) 融資期間 10年以内

ただし、京都市の他の要綱・要領等で特別な定めがある場合はこの限りでない。

#### (4) 返済方法 原則として元金均等月賦返済

ただし、必要に応じて2年以内の据置期間を認める。

#### (5) 保証人・担保 保証協会の保証付

なお、保証協会に対しては、原則として法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人を不要とし、必要に応じ担保を要する。

## 5 取扱金融機関・受付場所

京都銀行 南都銀行 滋賀銀行 関西みらい銀行 福邦銀行  
京都信用金庫 京都中央信用金庫  
近畿産業信用組合 京滋信用組合 三菱UFJ銀行 商工組合中央金庫

## 6 融資の手続き

### (1) 相談・受付

この制度による融資の相談及び受付は、取扱金融機関の本・支店とする。ただし、相談については、京都商工会議所及び保証協会においても対応することとし、この制度の内容、申込資格、手続き等を説明する。

### (2) 提出書類

融資の申込みをしようとするものは、融資申込書（取扱金融機関所定）に次の書類を添えて5の受付場所に提出しなければならない。

ア 信用保証委託申込書及び信用保証委託契約書（保証協会所定）

イ 試算表

ウ 市町村長の発行するり災を証する書類等（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号の特定中小企業者であることの市町村長の認定を受けた者は不要）

エ 許認可等を要する事業を営むものにあつては、その許認可証等の写し

オ 市民税の納税証明書

カ 必要に応じ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、定款の写し

キ 中小企業信用保険法第2条第5項に係る認定書類（経営安定関連特別保証を利用する場合に限る。）

ク その他取扱金融機関及び保証協会が必要と認めた書類

## 7 関係機関の事務処理

### (1) 取扱金融機関の審査・保証依頼等

取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、提出書類の内容を審査し、融資ができるものについては、保証協会に保証依頼を行う。

### (2) 保証協会の審査・信用付与

保証協会は、取扱金融機関から受けた信用保証依頼について保証の可否を審査し、保証ができるものについては、保証書を取扱金融機関に送付する。

### (3) 取扱金融機関による融資実行

取扱金融機関は、保証協会から送付された保証書に基づき、速やかに融資を実行する。

### (4) 激甚災害特別保証による貸付実行

激甚災害特別保証を利用する場合は、取扱金融機関は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚指定されている災害の適用期間内に貸付を実行するものとする。

## 8 その他

- (1) 市民税の申告をし、かつ市税の滞納がないこと。
- (2) 京都市は、関係機関に対し、この制度の実施状況等について調査・照会することができ、関係機関は京都市からの調査・照会に対して、回答するものとする。
- (3) この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。
- (4) この融資制度は、京都府及び京都市が十分に協力・連携し、運用するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、平成30年7月27日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。